

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

つくば消中第 40 号

令和 7 年(2025 年) 7 月 28 日

下河原崎地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施期間 令和 7 年(2025 年) 9 月 14 日から
令和 7 年(2025 年) 10 月 25 日までの土曜日若しくは日曜日
- 2 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- 3 その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

7 つくば消中第 40 号

令和 7 年(2025 年) 7 月 28 日

下別府地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施期間 令和 7 年(2025年) 9 月14日から
令和 7 年(2025年)10月25日までの土曜日若しくは日曜日
- 2 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- 3 その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先

つくば市中央消防署予防係

電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

つくば消中第 40 号

令和 7 年(2025 年) 7 月 28 日

上河原崎
宮本地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施期間 令和 7 年(2025年) 9 月14日から
令和 7 年(2025年)10月25日までの土曜日若しくは日曜日
- 2 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- 3 その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

つくば消中第 40 号

令和 7 年(2025 年) 7 月 28 日

上河原崎
中北地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施期間 令和 7 年(2025年) 9 月14日から
令和 7 年(2025年)10月25日までの土曜日若しくは日曜日
- 2 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- 3 その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

7 つくば消中第 40 号

令和 7 年(2025 年) 7 月 28 日

上河原崎
上河原崎 D25 地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施期間 令和 7 年(2025年) 9 月14日から
令和 7 年(2025年)10月25日までの土曜日若しくは日曜日
- 2 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- 3 その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

7 つくば消中第 40 号

令和 7 年(2025 年) 7 月 28 日

真瀬
富士見ヶ丘地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施期間 令和 7 年(2025年) 9 月14日から
令和 7 年(2025年)10月25日までの土曜日若しくは日曜日
- 2 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- 3 その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

つくば消中第 40 号

令和 7 年(2025 年) 7 月 28 日

水堀地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施期間 令和 7 年(2025年) 9 月14日から
令和 7 年(2025年)10月25日までの土曜日若しくは日曜日
- 2 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- 3 その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

つくば消中第 40 号

令和 7 年(2025 年) 7 月 28 日

島名
関之台地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施期間 令和 7 年(2025年) 9 月14日から
令和 7 年(2025年)10月25日までの土曜日若しくは日曜日
- 2 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- 3 その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

7 つくば消中第 40 号

令和 7 年(2025 年) 7 月 28 日

島名
北原地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施期間 令和 7 年(2025年) 9 月14日から
令和 7 年(2025年)10月25日までの土曜日若しくは日曜日
- 2 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- 3 その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

7 つくば消中第 40 号

令和 7 年(2025 年) 7 月 28 日

島名
東坪常設地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施期間 令和 7 年(2025年) 9 月14日から
令和 7 年(2025年)10月25日までの土曜日若しくは日曜日
- 2 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- 3 その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先

つくば市中央消防署予防係

電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

7 つくば消中第 40 号

令和 7 年(2025 年) 7 月 28 日

島名
入坪地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施期間 令和 7 年(2025年) 9 月14日から
令和 7 年(2025年)10月25日までの土曜日若しくは日曜日
- 2 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- 3 その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先

つくば市中央消防署予防係

電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

つくば消中第 40 号

令和 7 年(2025 年) 7 月 28 日

島名
中西地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施期間 令和 7 年(2025年) 9 月14日から
令和 7 年(2025年)10月25日までの土曜日若しくは日曜日
- 2 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- 3 その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

7 つくば消中第 40 号

令和 7 年(2025 年) 7 月 28 日

島名
榎内地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施期間 令和 7 年(2025年) 9 月14日から
令和 7 年(2025年)10月25日までの土曜日若しくは日曜日
- 2 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- 3 そ の 他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

7 つくば消中第 40 号

令和 7 年(2025 年) 7 月 28 日

島名

島名前野地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施期間 令和 7 年(2025年) 9 月14日から
令和 7 年(2025年)10月25日までの土曜日若しくは日曜日
- 2 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- 3 そ の 他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先

つくば市中央消防署予防係

電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

つくば消中第 40 号

令和 7 年(2025 年) 7 月 28 日

島名
原新田地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施期間 令和 7 年(2025 年) 9 月 14 日から
令和 7 年(2025 年) 10 月 25 日までの土曜日若しくは日曜日
- 2 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- 3 その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

7 つくば消中第 40 号

令和 7 年(2025 年) 7 月 28 日

島名
中台地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施期間 令和 7 年(2025年) 9 月14日から
令和 7 年(2025年)10月25日までの土曜日若しくは日曜日
- 2 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- 3 その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

7 つくば消中第 40 号

令和 7 年(2025 年) 7 月 28 日

島名
関之台 A 地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施期間 令和 7 年(2025年) 9 月14日から
令和 7 年(2025年)10月25日までの土曜日若しくは日曜日
- 2 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- 3 その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先

つくば市中央消防署予防係

電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

7 つくば消中第 40 号

令和 7 年(2025 年) 7 月 28 日

島名
島名中西地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施期間 令和 7 年(2025年) 9 月14日から
令和 7 年(2025年)10月25日までの土曜日若しくは日曜日
- 2 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- 3 その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

つくば消中第 40 号

令和 7 年(2025 年) 7 月 28 日

鍋沼新田地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施期間 令和 7 年(2025年) 9 月14日から
令和 7 年(2025年)10月25日までの土曜日若しくは日曜日
- 2 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- 3 その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

7 つくば消中第 40 号

令和 7 年(2025 年) 7 月 28 日

平地区
平第一区会住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施期間 令和 7 年(2025年) 9 月14日から
令和 7 年(2025年)10月25日までの土曜日若しくは日曜日
- 2 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- 3 その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先

つくば市中央消防署予防係

電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

7 つくば消中第 40 号

令和 7 年(2025 年) 7 月 28 日

面野井
面野井南地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施期間 令和 7 年(2025年) 9 月14日から
令和 7 年(2025年)10月25日までの土曜日若しくは日曜日
- 2 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- 3 その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

7 つくば消中第 40 号

令和 7 年(2025 年) 7 月 28 日

面野井
面野井中地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施期間 令和 7 年(2025年) 9 月14日から
令和 7 年(2025年)10月25日までの土曜日若しくは日曜日
- 2 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- 3 その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

7 つくば消中第 40 号

令和 7 年(2025 年) 7 月 28 日

面野井
面野井台地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施期間 令和 7 年(2025年) 9 月14日から
令和 7 年(2025年)10月25日までの土曜日若しくは日曜日
- 2 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- 3 その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先

つくば市中央消防署予防係

電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

7 つくば消中第 40 号

令和 7 年(2025 年) 7 月 28 日

面野井
東面野井地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施期間 令和 7 年(2025年) 9 月14日から
令和 7 年(2025年)10月25日までの土曜日若しくは日曜日
- 2 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- 3 その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691